

資料9

令和3年11月15日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

令和3年7月1日から令和3年10月31日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等	2	2
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為		
9 その他不正な行為		
計	3	3

2 指名停止一覧(令和3年7月1日～令和3年10月31日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別	
1	株式会社シンク	令和3年8月27日から	令和4年2月26日まで	(6か月)	3 契約履行成績不良等 練馬区発注の契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区外	物品
2	富士通株式会社東京支社	令和3年9月3日から	令和4年8月2日まで	(11か月)	3 契約履行成績不良等 練馬区発注の契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたため。	区外	物品
3	株式会社コタニ	令和3年9月27日から	令和3年10月26日まで	(1か月)	5 契約違反 練馬区発注の契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	区内	物品